

利用者のために

1 調査の目的

本統計は農林業に関する基礎データを作成し、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的としている。

2 調査の対象

「6 用語の解説「農林業経営体」」の規定に該当するすべての農林業経営体を対象としている。

3 調査期日

平成 27 年 2 月 1 日現在で実施した。

4 調査方法

農林水産省－都道府県－市区町村－指導員－調査員の実施系統で行う調査員調査で、農林業経営体による自計調査（状況に応じて調査員が報告者の報告を補助することを妨げない）としている。

5 数値について

- (1) この報告書は、山形県が公表した「2015 年農林業センサス農林業経営体調査結果（確定値）」などを参考に鶴岡市分をまとめた結果である。
- (2) 平成 17 年 10 月 1 日施行の市町村合併以前の鶴岡市を鶴岡地域、藤島町を藤島地域、羽黒町を羽黒地域、櫛引町を櫛引地域、朝日村を朝日地域、温海町を温海地域に読み替えて表記してある。
- (3) 統計数値については、各単位ごとに四捨五入しており、合計と内訳の計が一致しないことがある。
- (4) 表中に用いた記号は以下のとおりである。
 - 「0」・・・単位に満たないもの
 - 「－」・・・調査は行ったが事実がないもの
 - 「…」・・・事実不詳または調査を欠くもの
 - 「x」・・・秘密保護の観点から公表しないもの

6 用語の解説

農 林 業 経 営 体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

ア 経営耕地面積が 30 アール以上の規模の農業

イ 農産物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数その他の事業規模が次の農林業経営体の外形基準以上の規模の農業

- | | |
|---------------|--|
| ① 露地野菜作付面積 | 15 アール |
| ② 施設野菜栽培面積 | 350 平方メートル |
| ③ 果樹栽培面積 | 10 アール |
| ④ 露地花き栽培面積 | 10 アール |
| ⑤ 施設花き栽培面積 | 250 平方メートル |
| ⑥ 搾乳牛飼養頭数 | 1 頭 |
| ⑦ 肥育牛飼養頭数 | 1 頭 |
| ⑧ 豚飼養頭数 | 15 頭 |
| ⑨ 採卵鶏飼養羽数 | 150 羽 |
| ⑩ ブロイラー年間出荷羽数 | 1,000 羽 |
| ⑪ その他 | 調査期日前 1 年間における農業生産物の総販売額 50 万円に相当する事業の規模 |

ウ 権原に基づいて育林又は伐採(立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。)を行うことができる山林(以下「保有山林」という。)の面積が 3 ヘクタール以上の規模の林業(育林又は伐採を適切に実施するものに限る。)

エ 農作業の受託の事業

オ 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業

農 業 経 営 体

「農林業経営体」の規定のうち、ア、イ、エのいずれかに該当する事業を行うものをいう。

林 業 経 営 体

「農林業経営体」の規定のうちウ、オのいずれかに該当する事業を行う者をいう。

家 族 経 営 体

「農林業経営体」の規定のうち、世帯単位で事業を行う者をいう。

組 織 経 営 体

「農林業経営体」の規定のうち、世帯単位で事業を行わない者(家族経営でない経営体)をいう。

法人化している (法人経営体)	「農林業経営体」の規定のうち、法人化して事業を行う者をいう（一戸一法人は含まれる。）
農事組合法人	農業協同組合法に基づき農業生産について協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人をいう。
会 社	以下に該当するものをいう。
株 式 会 社	会社法に基づき、株式会社の組織形態をとっているものをいう。なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に定める特例有限会社の組織形態をとっているものを含む。
合 名 ・ 合 資 会 社	会社法に基づき、合名会社または合資会社の組織形態をとっているものをいう。
合 同 会 社	会社法に基づき、合同会社の組織形態をとっているものをいう。
相 互 会 社	保険業法に基づき、加入者自身を構成員とし、お互いが構成員のために保険業務を行う団体をいう。
各 種 団 体	以下に該当するものをいう。
農 協	農業協同組合法に基づき組織された組合で、農業協同組合、農業協同組合の連合組織（経済連等）が該当する。
森 林 組 合	森林組合法に基づき組織された組合で、森林組合、生産森林組合森林組合連合会が該当する。
そ の 他 の 各 種 団 体	農業災害補償法に基づき組織された農業共済組合や農業関係団体、または森林組合以外の組合、愛森団体、林業研究グループ等の団体が該当する。林業公社（第3セクター）もここに含める。
その他の法人	農事組合法人、会社及び各種団体以外の法人で、特例民法法人、一般社団法人、一般財団法人、宗教法人、医療法人などが該当する。

地方公共団体・ 財 産 区	地方公共団体には、都道府県、市区町村が該当する。 財産区とは、地方自治法に基づき、市区町村の一部を財産として所有するために設けられた特別区をいう。
個 人 経 営 体	「農林業経営体」の規定のうち、世帯単位で事業を行う者をいう（一戸一法人は含まない）。
単 一 経 営 体	農産物販売金額のうち、首位部門の販売金額が8割以上の経営体をいう。
準 単 一 経 営 体	農産物販売金額のうち、首位部門の金額が6割以上8割未満の経営体をいう。
複 合 経 営 体	単一経営以外をいい、農産物販売金額のうち、首位部門の販売金額が8割未満（販売のなかった経営体を除く）の経営体をいう。
経 営 耕 地	調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地をいい、自ら所有している自作地と、他から借りて耕作している借入耕地の合計。
借 入 耕 地	他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいう。
貸 付 耕 地	他人に貸し付けている自己所有耕地をいう。
耕作放棄地面積	以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に作付け（栽培）する意思のない土地をいう。
農 家	平成27年2月1日現在の経営耕地面積が10アール以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10アール未満であっても調査期日前1年間の農産物販売金額が15万円以上あった世帯（例外規定農家）をいう。
販 売 農 家	経営耕地面積が30アール以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家。
自 給 的 農 家	経営耕地面積が30アール未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家。
土地持ち非農家	農家以外で、耕地及び耕作放棄地を5アール以上所有している世帯。
主 業 農 家	農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。

準 主 業 農 家	農外所得が主で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。
副 業 的 農 家	調査期日前1年間に調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない農家をいう。
農 業 専 従 者	調査期日前1年間に農業に150日以上従事した者をいう。
兼 業 従 事 者	調査期日前1年間に30日以上雇用されて仕事に従事した者又は自営農業以外の自営兼業に従事した者をいう。
専 業 農 家	世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家をいう。
兼 業 農 家	世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家をいう。
第1種兼業農家	農業所得を主とする兼業農家をいう。
第2種兼業農家	農業所得を従とする兼業農家をいう。
農 業 従 事 者	満15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者をいう。
農 業 就 業 人 口	自営農業に従事した世帯員（農業従事者）のうち、調査期日前1年間に「農業のみに従事した世帯員」及び「農業と兼業の双方に従事したが、農業の従事日数の方が多かった世帯員」のことをいう。
経 営 者	農業経営に責任を持つ者をいい、日常の管理運営全般を主宰するものをいう。
雇 用 者	農業経営のために雇った「常雇い」及び「臨時雇い（手間替え・ゆい（労働交換）、手伝いを含む）」の合計をいう。
常 雇 い	主として農業経営のために雇った人で、雇用契約（口頭の契約でも構わない）に際し、あらかじめ7か月以上の期間を定めて雇った人をいう。
臨 時 雇 い	日雇い、季節雇いなど農業経営のために臨時雇いした人で、手間替え、ゆい、手伝いを含む。

世帯員	原則として住居と生計をともにしている人をいう。出稼ぎに出ている人は含むが、通学や就職でよそに住んでいる子弟、住込みの雇人は除く。
農業従事者	15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者をいう。
農業就業人口	農業従事者のうち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者をいう。
農業後継者	15歳以上の世帯員で、次の代でその家の農業経営を継承する者をいう。
基幹的農業従事者	農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、調査期日1年間の普段の主な状態が「仕事に従事していた者」をいう。
所有山林	世帯又は組織が実際に所有している山林をいう。なお、登記が済んでいなくとも、実際に相続している山林や購入した山林を含む。
貸付山林	所有山林のうち、山林として使用するため貸し付けている土地をいう。
借入山林	山林として使用する目的で世帯又は組織が単独で借りている土地をいう。
保有山林	保有山林＝所有山林－貸付山林＋借入山林
植林	山林とするために、伐採跡地や山林でなかった土地へ、苗木の植え付け、種子の播き付け、挿し木などをするをいう。
下刈りなど	材木の健全な育成のために行う下刈り、除伐、つる切り、枝打ち、雪起こしなどの植林から間伐までの保育作業をいう。
間伐	材木を健全に成長させるため、立木密度を調整し、劣勢木、不用木など材木の一部を伐採することをいう。
主伐	一定の林齢に生育した立木を、用材等で販売するために伐採することをいう。